

原規規発第 2311226 号
令和 5 年 1 1 月 2 2 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更
許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和 3 年 6 月 2 5 日付け総室発第 2 9 号（令和 5 年 6 月 2 3 日付け総室発第 4 2 号及び令和 5 年 1 0 月 2 0 日付け総室発第 8 3 号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和3年6月25日付け総室発第29号（令和5年6月23日付け総室発第42号及び令和5年10月20日付け総室発第83号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。